The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	近世スウェーデンにおける祖国概念 : 「自由の時代」における宗教的言説を例に
Author(s)	古谷, 大輔
Citation	IDUN ー北欧研究ー. 2005, 16, p. 225-244
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/95591
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

近世スウェーデンにおける祖国概念
—「自由の時代」における宗教的言説を例に —

古谷 大輔

1. はじめに

近世スウェーデン王国は，1700 年以来展開された大北方戦争での敗北と 1721 年に締結されたニュースタード (Nystad) 条約によって，今日「バルト海帝国」(Östersjöväldet) と通称されるバルト海世界での覇権国家としての地位を喪失した．そして 1718 年のカール 12 世（Karl XII，在位期間 1697-1718）の崩御を機に開始された一連の国制改革を通じて，王国議会 (riksdagen) を中核とする新たな国制が築かれ，1772 年にグスタヴ 3 世 (Gustav III，1771-92) がクーデタを決行して王国議会が停止されるまで，国王の絶対的な権力は国政から排除された．この 1718 年から 1772 年までの時代は，一般的なスウェーデン史概説では「自由の時代」(frihetstiden) と呼ばれる．この時代の最大の特徴は，王国議会を舞台にハット党 (hattarna) とメッサ党 (mössorna) と呼ばれる政治グループが身分横断的に形成され，外交・内政をめぐって政治的議論を展開したことにある．[1]

伝統的なスウェーデン史の概説では，グスタヴ 2 世アードルフ (Gustav II Adolf, 1611-32) やカール 12 世といった世界史に名を馳せる国王たちの軍事的業績に彩られた「大国の時代」(stormaktstiden) や，華やかな啓蒙文化を現出させたグスタヴ 3 世による啓蒙絶対主義が重視される一方で，その二つの時代に挟まれた「自由の時代」は脚光を浴びることが少なかった．[2] しかしながらこの時期は，大北方戦争の敗北後，隣国のロシアやプロイセンの勃興を傍らに見ながら，スウェーデンが「バルト海帝国」に替わる新たなスウェーデン像を，王国議会を舞台として模索した時代でもあった．それゆえに近年の 18 世紀スウェーデン史研究は，近世ヨーロッパの各地域社会における自己理解に関する討究が進展している状況を背景に，この時期に胚胎した社会変動の分析を通じて，スウェーデン社会が 17 世紀までに有した複合的・重層的な身分制社会の性格を脱して，19 世紀以降の新たな社会的結合を準備するに至った歴史的過程を明らかにしつつある．[3]

19 世紀以降のヨーロッパ世界に登場したネイション意識を核とする新たな社会的結合とそれを核として形成されたネイション・ステートの展開については，ナショナリズム論と結びつけられながら様々に議論されてきている．そうしたナショナリズム論においては，ナショナリズムの言説がフランス革命の勃発した 18 世紀末までには登場したと一般的には解釈されつつも，ネイションとしての意識

は19世紀以降に現出した形態とは別個のものとして，すでに18世紀以前から存在していたとも議論されている．例えばアンダーソン (B. Anderson) は，近代的なネイションを資本主義社会の勃興を背景とした近代的現象と解釈しているが，その歴史的な前身として宗教的共同体や中世以来の領域性をもった政治的共同体を指摘している．[4] スミス (A. D. Smith) は，17世紀から18世紀を通じて伝統的な宗教的ナショナリズムなどを軸に新たな共同体意識が形成されていった過程を指摘している．[5] そして，スミスはこうした近代ナショナリズムの起源を検討する際には，宗教的表象や伝統的慣習が対象とされるべきであるとも指摘している．

スウェーデンの歴史学界においても，近年こうしたネイションとしてのスウェーデン意識の起源と変容を検討する研究が盛んになっている．[6] 例えばノディーン (J. Nordin) は，スミスによって示された議論を基盤としながらスウェーデンにおけるナショナル・アイデンティティの問題を研究している．[7] ノディーンの議論においては，近世スウェーデン社会における自己意識がナショナル・アイデンティティとして近代ナショナリズムに直接的につながるものとして定義され，17世紀末までに見られたスウェーデンの政治エリートによる民衆への宣伝活動の分析を通じて，それが単一のナショナル・アイデンティティを構築する意識的な試みであったことを確認している．

他方で近世スウェーデン国家像については，スウェーデン歴史学界における地方史研究の蓄積を基盤とした複合国家論が提唱されることによって，政治的・社会的構造の複合性を有していた見解が一般的になりつつある．[8] 例えばグスタフソン (H. Gustafsson) が提唱した複合国家 (konglomeratstat) 論は，コペンハーゲン大学やルンド大学に属する近世史研究者による 17 世紀後半におけるスコーネ地方のスウェーデンへの統合過程に関する共同研究が 2003 年に完成されたことにより一つの実証例を得た．[9] ここで明らかにされた複合国家とは，戦争後の講和条約や為政者間の後継問題などにより地域社会が離合集散を繰り返した結果，同一の為政者を得たという理由によってのみ寄り集まって形成された，近世に独特な国家形態である．それは同一の為政者を組織の頂点に据えているという点で形式的に統一されているものの，明確な境界線をもって統一性を備えた近代国家とは一線を画し，複数の異なる帰属意識を持った社会集団がモザイク状に寄り合うものだったと主張される．[10]

確かに，この複合国家論は近世スウェーデンにおける地方社会の実態を反映した国家像を我々の眼前に提示した．しかしながら，我々が近代史との関連を念頭に置いた国家像の展開を考えた場合，この議論には未解決の問題が残されたままでもある．第一に，複合的な社会秩序の実例が明らかにされることによって，これまで当然視されてきた統合されたスウェーデン国家像は解体されたが，その場

合にはたして「スウェーデン」という名前が近世スウェーデン社会において何を表象したかという問題である．第二に，複合国家論の見地に立って近世スウェーデンが複数のエスニシティの融合だと解釈し直した場合，そうした複数のエスニシティが寄り集まる統合軸は何だったのかという問題である．第三に，近世スウェーデン社会の実態に即した国家像が複合的性格を有したと想定した場合，そうした性格がどのような変貌を遂げて近代以降の統合されたネイション・ステートとしてのスウェーデン国家像が形成されたのかという問題である．

本稿は近年のスウェーデン歴史学界でも検討が進められている近世における帰属意識の一端を明らかにすることにより，上述した複合国家論が孕む問題に対処する試みとして，複合的な国家編成を支えた統合軸の一例を析出しようとするものである．その際，本稿が依拠する近世スウェーデンへの基本的な視角は，近代的なネイション意識の成立を前提としてその起源を解明しようとする原初論的な立場ではない．近代的なネイション意識とは異なる近世に独特な帰属意識のあり方を，近世スウェーデン社会に広く流布した言説分析を通じてその実態に即した理解に徹するという立場である．そうした視角に立って，本稿は史料としてスウェーデン福音主義ルター派教会の聖職者が王国議会で説いた国事教書を活用しながら，複合的編成を有したとされる近世の帰属意識がどのように築かれていったのかを検討する．

本論が史料として扱う国事教書は，主に王国議会の開会や閉会において高位聖職者によって示された説教である．[11] それは宗教的言説を有しながらも，王国議会が開催された時期の政治的・社会的問題を中央・地方を問わず王国議会へ参加したすべての者に向けて説明する役割を担った．[12] したがって，国事教書はスウェーデン中央の政治的・宗教的エリートにより統制は受けていたものの，同時代のスウェーデンに帰属したすべての人よって理解可能な言説を用いながら，同時代に共有された政治的・宗教的理念の価値観を表明したものと言える．

またこの国事教書は決して政治的・社会的エリートだけに限定して発信されたものではなかった．王国議会において国事教書に示された理念は，聖職者部会に参加した地方の下層聖職者を通じて，あるいは王国議会の閉会後印刷された説教文を通じて近世スウェーデン社会に普及した．例えば下級聖職者は，こうした国事教書を自らの監督する教区での説教の模範とし，そこに地方社会に普及すべき政治的価値を学んだ．こうした説教は，近世スウェーデンの国家体制が求めたイデオロギーを地方社会に普及し，民衆にその正統性を理解させるための効果的な手段だった．[13]

本稿が検討する国事教書は，主に大北方戦争の敗北からグスタヴ朝啓蒙専制時代の間に挟まれた「自由の時代」に開催された王国議会で示されたものである．

したがって本稿は，先に述べた大北方戦争後のスウェーデン像の再定義の時代にあって，王国議会を中心にスウェーデンの帰属意識が如何様に構想されたのかを検討するものである．

2. 近世におけるスウェーデン意識のあり方

近世スウェーデンにおける帰属意識を示すスウェーデン語の語彙には，他の地域では見られない用例が存在する．例えば nation という語彙は，故国を離れてスウェーデンに居住した民族的・言語的少数者を指すなど，ラテン語における natio 本来の語義にしたがって使用され続けていた．[14] 例えば，近世スウェーデンにおいてドイツの nation とは，ストックホルムのドイツ語を使用する居住者たちを呼んだ．また nation が王国の臣民を指す場合には，スウェーデンの全住民に対して王国内の限定的な地域の居住民あるいは社会集団を意味した．例えば，17 世紀末から 18 世紀にかけてのスコーネ地方の住民はスウェーデンに帰属するようになったとはいえ，しばしば nation と呼ばれていた．スウェーデン・アカデミーの編纂する辞書 Svenska Akademiens Ordbok (SAOB) にも，nation が一つの特定領域に居住する集団を示す意味で用いられたことが指摘されている．[15]

ここで注目すべき点は，この nation という言葉には自己の帰属する共同体の政治性が示されていない点である．近世スウェーデンでの nation 概念はスウェーデン王国に帰属する集団全体を示すためのものではなく，常にスウェーデン王国内に居住した少数者の集団を説明する際に用いられる語彙だった．[16] nation が先祖から出自を同じくする人同士の限定的な範囲を示す語彙であり続けたのに対して，スウェーデン王国に帰属する集団全体を示す語彙としては後述する fädernesland という語彙が存在した．また，王国議会の諸身分に対して説教を行った聖職者は 1686 年に制定された教会法 (Kyrko-Lagen) において，政治的な意味をもつ語彙とともにラテン語起源の語彙を濫用することは避けるべきと規定されたため，彼らの説教にはラテン語起源の nation は多用されなかった．[17]

しかしながらスウェーデンにおける伝統的なナショナリズム起源論では，nation 概念を重視して自己と他者の帰属意識を区別する論法にしたがって，スウェーデンに特異な自己意識の形成される過程が強調されてきた．こうしたスウェーデン民族の特殊性を主張する議論の一つに，18 世紀の歴史学者や言語学者の間で普及していたゴート族起源論がある．[18] ゴート族起源論によれば，スウェーデン民族の起源とされるゴート族は旧約聖書におけるノアの孫マゴグ (Magog) の子孫であり，これによって神に選ばれし民と血縁関係にあるとされたスウェーデン民族はヨーロッパ諸民族の中心であると見なされた．[19]

この議論のなかでは，スウェーデン以外の他者が nation と見なされる一方でス

ウェーデン民族は単なる nation 以上の旧約聖書におけるイスラエルと同じ神に与えられた祖国を有する民とされた．こうしたスウェーデン民族の特殊性を主張した典型例は，1765 年の王太子グスタヴ(後のグスタヴ 3 世)とデンマーク王女との婚礼に際して行われた聖職者部会議長ベローニウス (M. O. Beronius) の説教に確認できる．[20]

史料 1

ダビデ王が自らのイスラエルについて語っているように，我々は確かな基準をもって我々スウェーデンのイスラエルについて以下のように語ることができよう．すなわち主は我らスヴェーアの子らに偉大な御業をなし，もっとも遠い記憶の時代から我々の父祖，すなわちかつてのゴート人がこの地をしかとその足で踏みしめて以来，その財産や住居にいたるまで彼らが与えた遺産が共有されてきたということである．[21]

史料 1 に見られるように，彼の説教ではイスラエル人とゴート族との間の類似性が語られ，「我らスウェーデンのイスラエル」(wårt Swenska Israël) という言葉を用いることで，スウェーデンの民族共同体を概念化する聖書解釈が提示された．つまり，スウェーデン人は他の nation 以上の存在であり，ゴート族の末裔として神に導かれた民とされていた．

史料 2

スウェーデンはあたかも罪を贖われた者のように，いつの時代にも外国の民の侵入と干渉から守られている．それは多くのヨーロッパの王国の住民とは異なってそうした国に起源があるからであり，そのことは我々の古い年代記が示す疑いのない事実である．[22]

史料 2 に見られるようなスウェーデンをヨーロッパ文明の起源として理解しヨーロッパ諸民族と諸言語の起源の中核として捉えるゴート族起源論は，確かに教育を受けたスウェーデン人の間で民族的な自意識を支えるものだった．しかしこのゴート族起源論はあくまでも系譜学上の創造物であり，そうした学問に接することのできた大学を中心とした知的エリート層によってのみ共有された言説であったことに留意する必要があろう．近世スウェーデンの知的エリート層に胚胎したゴート族起源論は，やがて 19 世紀初頭のロマン主義的なナショナリズムのなかでスウェーデン意識が創生される際に復活する．しかし，いまだ身分制社会の構造が厳格に存在した近世スウェーデン社会にあって，このゴート族起源論がど

の程度広範な影響を有したかついては疑問の余地があり，さらなる検討を要する問題である．

近世スウェーデン社会にみられた帰属意識の検討を目的とする本論においては，このベローニウスの言説のなかにあるゴート族起源論の主張よりも，この説教のもとに集ったすべての人々に向けて，スウェーデン民族が神に選ばれた祖国をもつ民と指摘している点に注目したい．彼の説教では，スウェーデンは神から祖国を与えられたという点に立って他のヨーロッパ民族とは異なる特別な性格が付与されているが，旧約聖書に見られるイスラエルとの近似性を指摘する宗教的言説は，同時代の民衆にスウェーデン民族の特殊性を理解させたように，近世におけるスウェーデン意識には聖書の影響が確認できる．[23]

一般的にキリスト教信仰においては旧約聖書におけるイスラエルの言説のほかにも，新約聖書なかでもイエスへの信仰共同体こそが新たな神の民として解釈されている．さらに新約聖書のガラテアの信徒への手紙 3 章 28 節に「そこではもはや、ユダヤ人もギリシア人もなく」とあるように，そうした信仰共同体は民族出自に関係のない，信仰を共有する集団として理解されていた．[24] こうしたイエスへの信仰共同体としてのイメージは，ローマ・カトリック教会が元来活用した概念だったが，宗教改革以降の福音主義ルター派教会でも共有されていた．福音主義ルター派教会は世俗権力による教会問題への介入と世俗権力に監督された領邦教会の設立を認めたため，一見すると普遍的な信仰共同体の理念を否定したかのようにみえる．しかしながら政治的にも社会的にも様々な社会集団や身分集団が複合した近世国家においては，多様な帰属意識を有した諸集団を集合させる目的で，伝統的な信仰共同体の理念が援用されることが一般的だった．[25]

そうしたキリスト教信仰の状況に鑑みるならば，近世スウェーデンの福音主義ルター派教会において，神に選ばれた「スヴェーアの子ら」(Swea barn) という喩えが主張された場合，それはゴート族起源論のように民族の特殊性に基盤を置いた民族限定的な共同体に主眼を置いたものではなかったことが推察されよう．[26] それは福音主義ルター派に対して信仰告白を行ったスウェーデン人，フィンランド人，ドイツ人など，多様な出自をもった者から構成される，民族的にも文化的にもモザイク状の共同体が念頭に置かれていたと解釈されるべきである．つまり「スヴェーアの子ら」にとっての祖国概念には，近代的な意味で言う民族的な帰属性は含まれず，あくまでもルター派信仰への帰属性のみが問題とされていたのである．それゆえに，本稿において後述される他の説教においても祖国概念が多用された理由は，スウェーデン福音主義ルター派教会に信仰告白を等しく行った民衆に対して，自らが属する共同体が神に祝福されるために必要な宗教的・道徳的責務を理解させるに好都合な言説だったからだと理解できる．

3. 近世スウェーデンにおける祖国概念の展開

前章で確認したように，福音主義ルター派教会に属した聖職者による説教では，統治領域住民の帰属する共同体が nation とは語られず，そうした共同体は信仰共同体としての祖国と定義されていた．一般的に祖国という概念は，ローマ法上の patria 概念に基づきつつ公共秩序に対する忠誠を基盤として築かれた政治共同体であると解釈される場合が多い．[27] 確かにスウェーデンでも，1760 年代には愛国者 patriot がおおよそ「自らの祖国を愛し，公共善を希求する者」(En som älskar sitt fädernesland och ser på det allmänna bästa) として定義されていたと論じられており，「祖国への愛」の定義には公共善への志向が基盤とされていたことがわかる．[28] しかしながら，自由の時代における王国議会での言説にこうした意味での patriot という語彙が多用されることはなかった．なぜならば自由の時代の政治的・宗教的言説のなかでは愛国主義そのものが問題とされるよりも，そうした愛国主義の対象とされるべき祖国の定義こそが，同時代の政治的文脈のなかで重要とされていたからである．

スウェーデンにおける fädernesland という語彙はすでに中世スウェーデンにおいても確認されるが，国政の場において多用されるようになったのは，近世スウェーデン王国がカルマル連合より自立した 16 世紀以降のことである．[29] 宗教的言説においては，1541 年に公にされたスウェーデン語版新約聖書において fädernesland が祖国として定義されたことによりその用法が定着した．また 1560 年に開催された全国身分制議会におけるグスタヴ 1 世 (Gustav I Vasa, 1523-60) の生前最後の演説で彼が「スウェーデン，朕の愛する祖国」(Sverige, vårt käre fädernesland) と語ったように，16 世紀以来の政治的言説のなかでも fädernesland が祖国を示す言葉として一般化した．[30] このように近世スウェーデンにおける祖国という語彙は聖書上の用語という性格を基盤としつつ，王国議会を中心とする政治的言説のなかで活用されていった点が特徴的である．

大国の時代を迎えた 17 世紀においては，祖国という語彙が意味するものはスウェーデン王国そのものよりも，国権を司る国王と同義である場合が多かった．例えば，ヴェステルオース (Västerås) 主教として名が知られたブローディヌス(J. Brodinus) は 1668 年に開催された王国議会において，宗教的言説として流布していた祖国概念を援用しながら，同時代に求められたスウェーデン意識を諸身分に説いた．[31] そこで彼は「我らの愛する祖国」(wårt käre Fädernesland) という表現を用いて，王国臣民は「祖国とその権力を愛する者」(Fäderneslandsens och sin öfwerhets älskare) であると説いたように，祖国はその権力者である国王とほぼ同義で用いられていた．ブローディヌスの例に見られるような王権を基盤とする祖国理解は，「自由の時代」を迎える前までの政治的・宗教的言説のなかで一般的

だった.[32] 例えば，大北方戦争期のプロパガンダにおいても祖国という語彙が王権支配を正当化する目的で活用されていた事例が確認されている.[33]

「我らの愛する祖国」という言説は「自由の時代」における王国議会の説教でも頻繁に言及され，諸身分に対して祖国への愛を要求することが習慣化していた．しかしながら，18 世紀に希求された祖国概念は，カール朝絶対王政期における国王による国権濫用への反動から出発した「自由の時代」の思潮を反映して，16 世紀以来の政治的・宗教的言説のなかで一般的だった王権への忠誠心から，大北方戦争敗北後の王国議会を中心とした新たな体制を擁護する概念へと変質していった．例えば，宮廷付牧師を長らく務めたトロイリウス (S. Troilius) が 1751 年に開催された王国議会で行った説教では，王権に対抗しようとした王国議会での政治的言説のなかに祖国愛という概念が活用された事実を確認できる.[34]

史料 3

スヴェーアの子らよ，神の言葉に耳を傾けよ．神は国への愛のない地に住む者を罰せようとされている．ソロモンは祖国への愛によって神への信頼に基づき神への祈りを捧げた．スヴェーアに生きる者たちの祈りもそれと似たものである.[35]

史料 3 が示すように，トロイリウスは，ソロモン王の祖国愛と同時代のスウェーデン人の祖国愛を類比することによって，国王ではなく祖国そのものを愛することこそがスヴェーアの子らの義務と説いた．また彼によって示された祖国愛は，単に古代ローマ起源の patria 概念に見られるような公共善に対する世俗的義務に限定されるものではなく，史料 4 に見られるように福音主義ルター派教会に信仰告白を行った者にとっての宗教的責務とされていた．

史料 4

神が我々とともにあらせられるように，我々は我々の祖国とともにあり，祖国に常に誠実で好意をもつような民であらねばならない．もし我々が心から祖国を愛するのでないならば，我々は神に対する偽善者となり，ハマーンの兄弟たる悪王に仕える建具師や口先だけの偽善者となる.[36]

このトロイリウスの説教は，神と祖国をスウェーデンの共同体を構成する主要素として登場させ，祖国への愛こそが両者を統合する主原則であると説くことで閉じられる．こうした祖国愛のレトリックは，ルター派の教説と祖国をめぐる伝統的な言説が結合することによって，nation という概念を借りることなくして，

複合的な政治的・社会的編成を維持していたスウェーデン社会にスウェーデン意識が陶冶された道程を物語っている．それはスウェーデン王国に帰属した臣民の信仰心に訴える形で祖国愛を喚起し，良きキリスト者たるべき宗教的責務として祖国そのものへの服従を説くものだった．ここに至って「スウェーデン」という枠組みが，福音主義ルター派教会へ信仰告白を行った臣民にとっての敬愛と忠誠の対象たる「祖国」として登場したのである．

4. 自由の時代における祖国概念の変容

王国議会における政治が重視された自由の時代には，絶対的王権に対抗するための政治的方便として宗教的言説に依拠しながら「祖国愛」(kärleken till fäderneslandet) が主張されていた．それは古代ローマ共和制以来の公共性への忠誠に基づいた patria 概念から発せられた言説ではなく，スウェーデン固有の伝統的な祖国概念に結びつけられていた．絶対的な王権支配に対抗することが優先された「自由の時代」にあって，この祖国概念は臣民の忠誠心の代替物を示した．しかしスウェーデンが七年戦争に参戦して再びヨーロッパ大陸における国際政治に深く関与した 1760 年代は，伝統的な祖国概念が七年戦争下の愛国主義的な風潮を背景として新たな帰属概念へと変質する転機となった．[37]

1772 年のグスタヴ 3 世によるクーデタまで続いた「自由の時代」にあって，1760 年代はスウェーデンに到来した社会経済的変動に対応するための改革が王国議会を通じて模索された時期であると一般的には解釈されている．[38] 七年戦争を主導したハット党政権は，1756 年の国王アードルフ・フレードリック (Adolf Fredrik, 1751-71) によるクーデタ未遂事件の後，伝統的な特権身分である貴族層や海外との貿易活動などを通じて社会的に勃興しつつあった上流市民層と妥協しながら王国議会の政治的基盤を確保することに努めた．七年戦争参戦の失敗でハット党政権への支持が失われた 1765 年以降，メッサ党政権が国政を運営した．メッサ党政権は，徹底した国内の社会改革を志向する若年層貴族や，18 世紀半ば以降の経済的発展を背景に国政参与の機会を拡大しようとした市民層・農民層の支持を背景に，言論・出版の自由化や海外貿易の自由化，ギルド規制の撤廃，労働力移転の制限緩和といった政策を実現した．こうした 18 世紀半ばのスウェーデンにおける社会経済的な変化を背景として，1760 年代の王国議会における祖国概念にも変化が見られるようになった．

この時期の祖国概念に見られる決定的な変化は，伝統的に主張されてきた祖国概念が公共善という言説と結びつけて論じられるようになった点にある．例えば，七年戦争下の 1762 年に開催された王国議会で教書を担った宮廷説教師ロセーン (G. Rosén) は，スウェーデンの住民と祖国との関係を定義する際に市民概念を持

ち出し，スウェーデン市民の神への義務として幸福の増進を説くことによって祖国愛を強調した.[39]

史料5

我々が祖国，つまり市民的統治と法のもとに生きることを同じくする集団に対して確かな愛情を約束するとき，我々は自然に有する一意にして普遍なる正義心，つまり公正なる愛の法をもって，神の変わることなき完全なる礎を守ることになる．そうすることで全ての人々の家族，つまり神を王とする全人類の結合を守ろうと一つに結びつくのである．我々は，その結集しようとする力をもって社会全体に包括的に課せられた義務を果たし，その新たな理由によってその力が単なる帯や塊以上のものになることを認めることを約束させられている.[40]

史料5でロセーンが使用した市民 (medborgare) という言葉の伝統的な意味は，地理的に限定された都市部に居住する者というものだった.[41] しかし彼の説教では，それがスウェーデンという信仰共同体に帰属する臣民 (undersåtare) という言葉の代替物として用いられた．これは，政治行為における個人の役割が問題とされた啓蒙期ヨーロッパの普遍的な思潮を背景として，スウェーデンにおいても個人を主体とする社会構造を認める思想的準備がなされていた一事例である．ただし18世紀スウェーデンにあっては，市民の義務として祖国の公共善を増進することが議論される場合にも祖国への愛がキリスト教の隣人愛の原則を応用して語られており，伝統的に活用されてきた聖書の宗教的言説がこの場合でも援用されている点が特徴的である．

史料6

我々人間はただ公正を期待しながら生きるのではなく，他者との相互の愛と扶助を考慮しながら生きるという自然状態にあるのであり，そうすることで我々の安寧は確固となる.[42]

また史料6に見られるように，一方で祖国概念が聖書を援用して説明されながらも，他方で自然法の論理も説明の一端を占めるようになってきた点が新たな傾向として注目に値する．ロセーンの説教はイスラエルを模範とした聖書への言及という伝統的な説教の形式からはじまるものの，1760年代の啓蒙主義的思潮を受けて社会的公正を追求する義務は自然状態の人間を律する自然法の一部とも認識されていた．近世スウェーデンにおける伝統的な祖国概念にあっては，七年戦争

期にあっても戦時下の意識に訴えかける形での愛国主義的言説はほとんど普及しなかった．しかしこの時期に，宗教的言説を媒介した自然法理念が主張されることによって，古代ローマ共和制以来の愛国主義に通じる公共善の追求を基盤とした祖国概念がスウェーデンにも登場することとなった．こうして 1760 年代以降スウェーデンにおける祖国概念は，宗教的言説から独立した議論へと徐々に変貌した．

近世スウェーデンの祖国概念に新たに登場した世俗的性格は，ロセーンの説教の他の部分にも散見される．例えば，市民は神に対して感謝することと同時に祖国へ対して恩義を負っているので，公共善を追求することで市民は祖国に対する負債を返済するよう努めるべきだと彼は主張した．つまり福音主義ルター派の聖職者にあって，祖国は恩義と愛の対象として神に置き替えられるようになっていた．市民概念を媒介させた神と祖国の関係についても，彼は「人間，市民，キリスト者」の三者が不分割の関係にあり，三者を取り結ぶものとしての祖国の公共善への奉仕が人間を律するもっとも高尚な法であると主張した．[43]

宗教的義務であると同時に自然状態の人間に求められる要件として祖国への愛を主張する傾向は，メッサ党に属した聖職者部会議長フォシェーニウス (A. H. Forsenius) による 1769 年の説教にも確認できる．[44] ロセーンと同様に彼は，キリスト教と祖国愛とを結びつける媒介として市民概念を彼の言説に持ち込んだ．

史料 7

隣人への愛は祖国の利益をもたらすのであり，そのことによって今の行くべき路は考慮されねばならないのだ．なぜなら他者の利益を導く愛を相互にもちあったあらゆる社会の成員は祖国をよくするものだからである．それゆえに人は隣人も祖国もともに愛すべきである．[45]

史料 7 に見られるように，フォシェーニウスは新約聖書で語られた隣人愛という議論を用いて祖国への愛を説いた．18 世紀における自然法思想と七年戦争期の愛国主義的な論調を背景としているものの，彼の教書のなかで明確に愛国主義という言葉は用いられなかった．しかし新約聖書の解釈と自然法思想を結びつけることによって，彼は，神が人間を創造した際に祖国愛を人間の本性の根本的要素として与えたと主張し，キリスト教徒の基本的な義務として愛国主義を定義した．[46] 彼にとって，理想的なルター派信徒の信仰と愛国主義は単一不可分であり，それゆえにスウェーデンの領域全体に対してキリスト教会と祖国への献身による世界が説かれた．これこそが，彼が説教を行なった時期の王国議会が果たすべき政治的責務でもあった．

福音主義ルター派教会に属した聖職者による同様の祖国愛解釈は，1772年のグスタヴ3世によるクーデタ直前の王国議会で国事教書を担った聖職者リュトケマン (G. T. Lütkeman) によっても継承されている.[47]

史料8

神の啓示と理性は，国土のすべての市民の真実の繁栄と幸福を増進するように，支配者と臣民，民族と住民，すべての社会の成員，もっとも力強い紐帯に適用されるものである.[48]

史料9

創造主によって自然に植え付けられた，そしてすべての人の心のなかに語りかけられた神の声は同じように語りかけている．汝と隣人のもっとも高き幸福を増やせと．よき市民であれと．汝の祖国の真実の安寧に励めと．自らの正しき秩序のためにすべての目的の完全なる実現に貢献する方策を尽くせと.[49]

史料8・9に見られるようにリュトケマンは，神の法と自然法が祖国と市民との適切な関係を定義すると主張し，祖国の安寧と公共善を増進させるためにスウェーデンの諸身分はキリスト教市民として統合されねばならないことを説いた．このようにmedborgareという市民概念が伝統的なスウェーデン意識と結びつけられながら主張されることで，宗教的言説として語られてきた祖国概念が世俗的な性格を帯びる一方，medborgare概念は祖国の安寧のために務める市民という，古代ローマから継承されてきた概念に似た性格を得るようにもなっていった.[50]「自由の時代」の最終局面にあって，祖国という言葉で示された秩序意識のなかに，後年の近代スウェーデン社会の主人公たる市民概念の祖型はこのような姿で登場してきた.

リュトケマンが説教した王国議会を最後に「自由の時代」は終焉を迎え，グスタヴ3世による啓蒙絶対主義の時代が到来した．しかしながら，スウェーデンの帰属意識の歴史的展開を考えた場合に，この政治体制の変化は決して断絶を意味しなかった．この時期までに王国議会に懐胎された公共善を追求する市民像を基盤とした祖国概念は，「自由の時代」を強権発動によって終わらせたグスタヴ3世の統治モットーが「祖国」(Fäderneslandet) であったことが示すように，諸身分統合の頂点に絶対的な権力を有する国王を配したグスタヴ朝啓蒙専制期にも継承され，やがてスウェーデンはナショナリズムの時代を迎えることになった.[51]

5. おわりに

本稿は,「自由の時代」の王国議会にあって福音主義ルター派教会の聖職者によって担われた国事教書に見られる言説を分析することから，近世スウェーデンにおける帰属意識の在り方を検討した．そこで確認されたことは，第一に，王国に属した住民にスウェーデン中央から求められた帰属意識は福音主義ルター派教会の聖職者によって説かれた祖国概念を基盤として構築されていたことである．この祖国概念は，旧約聖書のイスラエルとスウェーデンとを同一視するような聖書解釈を背景としていた．そうした自己意識の陶冶の過程は，福音主義ルター派教会に対して信仰告白を共有した住民に，スウェーデン王国臣民としての共通の道徳的・宗教的責務を提示した．これによって「スヴェーアの子ら」と呼ばれた集団は，出自や言語に関わりなく，道徳的・宗教的責任を共有する者によって構成される均質的な集団として意識されてきた．

近年の近世ヨーロッパ世界における宗教史研究では，「宗派体制化」(konfessionalisering) という方法概念が，主に 16 世紀ドイツを舞台とした宗教改革・対抗宗教改革を事例として主張されている.[52] 従来の「宗派体制化」論については，宗教改革の時期を主たる対象として，様々な宗派あるいはその宗派に基づく政治体制がどのように形成されたのかという点に関心が集中してきた．換言するならば，従来の「宗派体制化」論においては，長期的な視点に立って各々の宗派体制が地域住民の帰属意識形成にどのような役割を占めたのかという問題に関する分析が手薄だった．しかしながら本稿における近世スウェーデンでの宗教的言説の分析が示したように，信仰告白を共有した住民によって構成された同一宗派体制を基盤とする，出自や言語に関わりのない帰属意識の在り方は，近世に特有な複合的国家編成の統合軸を理解するための鍵になりうる可能性を秘めている.[53]

本稿では，第二に，近世の複合的な社会編成を均質的にまとめ上げようとする祖国概念を維持する目的をもってスウェーデン住民に道義的に課せられた祖国愛という意識が,「自由の時代」を通じて一貫して存在したことを確認した．この祖国愛の意識は七年戦争期の愛国主義的雰囲気を背景として強化されたように見えるが，1760 年代の王国議会における論調は戦時に特有な国粋主義に起因するものではなく，福音主義ルター派教会が提示した宗教的言説と密接に関わっていた．旧約聖書だけではなく，新約聖書上の議論も祖国愛をスウェーデン住民に要請する目的で援用され，祖国愛が良きキリスト者として住民に求められる義務とされた．そして 1760 年代の論調では，信仰共同体としての祖国の安寧を追求することが自然状態の人間に求められる要件として理解されるようになっていた．こうしたキリスト教における祖国と隣人愛に支えられた愛国主義理解によって，公共善

を追求する市民という概念がスウェーデン社会に普及するようになった．とはいえ，例え市民概念が祖国という言説のなかで主要な役割を演じるようになったとしても，それが同一の宗派体制内部における祖国愛という道義的責務を共有する宗教的言説から析出されていた点に留意する必要がある．この点は近世スウェーデンに特有な現象であり，同時期のヨーロッパ大陸における啓蒙思想家たちが主張した世俗的な市民像とは異なっていた．

本稿では，以上に概観したような近世スウェーデンに特有な帰属意識の在り方を宗教的言説の分析に絞って検討した．しかしここには，スウェーデン国家を重層的に構成した地域住民や社会集団が具体的にどのように王国議会で示された祖国概念を受け入れていったのかという問題が残されている．確かに大北方戦争敗北以降，王国議会は地域住民や社会集団の意見表明の場として機能し，王国議会の参加者を通じて地域社会がスウェーデンの名のもとに統合されるようになっていた．しかもそうした議会での議論は，メッサ党とハット党という身分横断的な全国的政治組織を通じて担われるようになっていた．とはいえ，こうした国制上の事例と王国議会における祖国概念の主張という事例をもって，複合的な国家編成が克服され近代的なネイションへとスウェーデンが統合したと結論することは，早計に過ぎるだろう．

18 世紀までのスウェーデン社会において nation は，本稿が検討した宗教的言説における fädernesland という言葉ほどには用いられなかった．しかしながら，政治算術などをめぐる同時代の世俗的言説においては，地域住民や社会集団が依拠した社会的状況に応じ，固有の帰属意識が存在していたことが明らかにされている．[54] つまり王国議会で示された祖国概念を対置させることで，それぞれの政治的・社会的立場から見たスウェーデン意識が表明されていたと解釈できる．そのような世俗的言説の事例は，王国議会が提示した祖国概念が近世国家の統合軸とはなりつつも，それへの反作用として個々の社会集団の実態に依拠したスウェーデン意識が存在しえたことを物語っている．したがって，本稿を通して今後に遺された課題は，世俗的言説の分析と本稿が示した宗教的言説の比較を通じて，王国議会によって提示された祖国という枠組みと住民が抱いた帰属意識との距離感が如何なる状態にあったかを検討することにある．この距離感の遠近を検討することは，スウェーデンの政治文化に表明された近世国家と近代国家の質的相違を理解するための鍵である．

(本稿は，平成 15 年度科学研究費補助金若手研究(B)(課題番号 15720172)の助成を受けた．)

Om begreppet "fädernesland" i det tidiga moderna Sverige

– En undersökning av predikningar under Frihetstiden –

Daisuke Furuya

Sammanfattning

Efter det stora nordiska kriget började en period som i Sverige kallas för Frihetstiden och en ny konstitution antogs med riksdagen som beslutande organ istället för kungen. När riksdagen, i vilken alla ständerna deltog, öppnade eller avslutade sina möten brukade biskoparna (eller ärkebiskopen) hålla en predikan. De redogjorde för de politiska och sociala problem vilka Sverige var ställt inför och visade den ideologiska bild av Sverige som alla svenskar skulle dela som undersåtar.

Målet för uppsatsen är att undersöka de predikningar som hölls i olika riksdagar under Frihetstiden och att förklara hur människors medvetenhet om sin identifikation i det tidiga moderna Sverige grundlades - en medvetenhet som var annorlunda än en modern nation.

Identifikationen som den svenska statsledningen hade tvingat sina invånare till var beroende av begreppet "fädernesland", vilket prästerna som tillhörde den lutherska kyrkan visade i sina predikningar. Begreppet var grundat på en tolkning i Bibeln att Sverige hade varit lika med Israel i Gamla testamentet. Predikanterna i riksdagen brukade tala om de religiösa plikter som alla invånare som bekände sig till den lutherska kyrkan skulle fullgöra. Människor som inte delade ursprung eller språk utan bara trosbekännelse tillhörde en grupp som predikanterna kallade för "Swea barn".

När vi tänker på hur det tidiga moderna Sverige, som var en konglomerat-formation både politiskt och kulturellt, varit integrerat som "Östersjöväldet", blir medvetenheten om "kärleken till fäderneslandet" en nyckel för att förstå en sådan integration. Den här medvetenheten uppkom inte ur patriotism. Den var grundad på den religiösa plikt som den lutherska kyrkan hade insisterat på i riksdagen. En av plikterna var att man skulle vara lojal mot fosterlandet och mot den kristna kyrkan genom att älska fäderneslandet. Denna lojalitet blev inte bara en plikt för

de goda kristna utan också villkoret för människorna under senare hälften av 1700-talet. Detta begrepp spred sig bland de svenska invånarna genom medvetenheten att tillhöra en social och religiös gemenskap baserad på kristna kärleken till medmänniskorna.

注

1. ハット党とメッサ党は外交政策の差違を根幹として，支持階層や国内政策に顕著な差違が見られた．ハット党は，かつて「バルト海帝国」に属し大北方戦争で喪失した地域の回復を目指して冒険主義的な外交政策を採り，保守的な大貴族層や富裕市民層の支持を基盤としながら，国家統制と支持階層の特権保護を基本とする重商主義政策を追求した．これに対してメッサ党は，大北方戦争で疲弊した国内社会の回復と安定を目的に戦争を回避する穏健な外交政策を採り，中小貴族層や新興市民層の支持を基盤としながら，社会・経済活動において従来の国家統制を緩和する自由主義的な政策を追求した．
2. 「自由の時代」に関しては，ハット党とメッサ党による議会政治の展開とそれを支えた身分制社会の変化を検討する研究が主流だった．この時代に関する古典的概説は以下が詳しい．S. Carlsson & J. Rosén, *Svensk historia II*, Stockholm, 1961, ss. 91-202. また近年の研究状況を反映した概説としては，以下を参照せよ．G. Behre, L. O. Larsson & E. Österberg, *Sveriges historia 1521-1809*, Stockholm, 2001, ss.197-285.
3. 18 世紀スウェーデンに見られた社会的変動を背景としたスウェーデン意識の変容を実証した最新の研究としては，以下を参照せよ．M. Edgren, *Från rike till nation. Arbetskraftspolitik, befolkningspolitik och nationell gemenskapsformering i Sverige under 1700-talet*, Lund, 2001; Å. Karlsson & B. Lindberg (red.), *Nationalism och nationell identitet i 1700-talets Sverige*, Uppsala, 2002; M. C. Skuncke & H. Tandefelt (red.), *Riksdag, kaffehus och predikstol. Frihetstidens politiska kultur 1766-1772*, Stockholm, 2003.
4. B. Anderson, *Imagined Communities. Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*（白石さや，白石隆訳，『増補 想像の共同体 ナショナリズムの起源と流行』，NTT 出版，1997 年），2nd ed. , London, 1991, pp.12-22, pp.37-46.
5. A. D. Smith, *National Identity*（高柳先男訳，『ナショナリズムの生命力』，晶文社，1998 年），London, 1991, pp.74f; Idem, *Nationalism and Modernism: A Critical Survey of Recent Theories of Nations and Nationalism*, London & New York, 1998, passim.
6. 18 世紀のスウェーデン意識をめぐる最新の研究動向は，以下に整理されている．J. Nurmiainen, "Frågan om "etnisk nationalism", nationell självbild och 1700-talets Sverige", *Historisk tidskrift för Finland*, 88-3, 2003.
7. J. Nordin, *Ett fattigt men fritt folk. Nationell och politisk självbild i Sverige från sen*

stormaktstiden till slutet av frihetstiden, Eslöv, 2000, passim.

8. 近世スウェーデン国家の複合性を主張する研究としては，以下に掲げるものを参照せよ．H. Gustafsson, "The Conglomerate State: A Perspective on State Formation in Early Modern Europe", *Scandinavian Journal of History*, vol. 23, 1998; Idem, "The Eighth Argument. Identity, Ethnicity and Political Culture in Sixteenth-Century Scandinavia", *Scandinavian Journal of History*, vol. 27, 2002; T. Eng, *Det svenska väldet. Ett konglomerat av uttrycksformer och begrepp från Vasa till Bernadotte*, Uppsala, 2001.
9. K. E. Frandsen & J. C. V. Johansen (red.) , *Da østdanmark blev sydsverige. Otte studier i dansk-svenske relationer i 1600-talet*, Ebeltoft, 2003.
10. 古谷大輔，「バルト海帝国とスコーネの「スウェーデン」化」，『IDUN』，第15号，276-280頁．
11. スウェーデン語で説教は predikan であるが，本稿ではその性格上王国議会で説かれた説教を国事教書と呼ぶ．国事教書の基本的な性格については，P. Ericsson, *Stora nordiska kriget förklarat. Karl XII och det ideologiska tilltalet*, Uppsala, 2002, ss.166-167. に簡潔に整理されている．
12. 「自由の時代」における教会の概要については，Behre, Larsson & Österberg, *op. cit.*, ss.210-216.を参照せよ．また「自由の時代」における王国議会をはじめとするスウェーデン国制の概要については，Carlsson & Rosén, *op. cit.*, ss.96-104. を参照せよ．
13. E. Reutersdwärd, *Ett massmedium för folket. Studier i de allmänna kungörelsernas funktion i 1700-talets samhälle*, Lund, 2001, ss.33-35; Ericsson, *op. cit.*, ss.19-21.
14. Ericsson, *op. cit.*, s.166; Nordin, *Ett fattigt men fritt folk*, ss. 23-24; Edgren, *op. cit.*, ss.151-155.
15. SAOB, *nation*, http://g3.spraakdata.gu.se/osa/show.phtml?filenr=1/163/41649.html.
16. 政治性が欠如した nation 用法の一例としては，現在のスウェーデンでも出身レーンを同じくする大学生が構成する"県人会"的親睦組織を指す言葉として nation が用いられていることが知られている．
17. *Kyrko-Lagen af 1686*, Uppsala, 1845, s.28.
18. T. Frängsmyr, *Svensk idéhistoria. Bildning och vetenskap under tusen år, I, 1000-1809*, Stockholm, 2000, ss.325-326.
19. ゴート族がマゴグの子孫であるという指摘については，1554年に公刊されたマグヌス (J. Magnus) による『ゴート人およびスウェーデン人の全国王の歴史』(*Historia de omnibus gothorum sveonumque regibus*) に最初の事例が確認されている．Cf. N. Ekedahl, "'Guds och Swea barn'. Religion och nationell identitet i 1700-talets Sverige", *Nationalism och nationell identitet i 1700-talets Sverige*, s.64.
20. ベローニウス(Magnus Olai Beronius, 生没年 1692-1775)は連隊付牧師の子として生まれ，ウップサーラ大学での研鑽後，ウップサーラ大学神学部長，カルマル主教，ウップサーラ大学副学長などを歴任した．1765-66年の王国議会では聖職者部会議長を務めた．Cf. H. Hovberg, *Svenskt biografiskt handlexikon*, del.

I, Stockholm, 1906, s.84. なお本稿における聖職名は，スウェーデン福音主義ルター派教会の構成が宗教改革以前の構造を残していたことから，ローマ・カトリック教会における職名を参考とした.

21. M. O. Beronius, *Wid theras kongl. högheters ... bilägers-act*, Stockholm, 1766, no pagination.
22. *Ibid.*, no pagination.
23. Ekedahl, *op. cit.*, ss.62-66. この論考のなかで，エーケダールは，宮廷説教師やリッダルホルメン (Riddarholmen)・ブロンマ (Bromma) 教区牧師として知られたペッテション (A. Pettersson, 1724-63) の説教から，スウェーデンの自己理解の背景に聖書解釈が大きな役割を占めていたことを指摘している.
24. *Ibid.*, ss.53-54. 新約聖書のガラテアの信徒への手紙 3 章 28 節には，民族的・社会的出自や性別に関係なく，信徒はイエス・キリストへの信仰のもとに一つであることが説かれている. Cf. 共同訳聖書実行委員会，『聖書新共同訳』，日本聖書協会，1987 年，402 頁.
25. *Ibid.*, ss.55-56.
26. 18 世紀スウェーデンにおける自己理解の構築に果たした福音主義ルター派教会の役割については，以下を参照せよ. Ekedahl, "'Guds och Swea barn'"; P. Ihalainen, "The Concept of Fatherland and Nation in Swedish State Sermons from the Late Age of Absolutism to Accession of Gustav III", *Scandinavian Journal of History*, vol. 28, 2003.
27. *Ibid.*, pp. 41f.
28. SAOB, *patriot*, http://g3.spraakdata.gu.se/osa/show.phtml?filenr=1/182/46356.html; Nordin, *op. cit.*, pp. 337f.; J. Nordin, "Om kärleken till fäderneslandet och dess utövning", *Nationalism och nationell identitet i 1700-talet Sverige*, ss.116-121.
29. SAOB, *fädernesland*, http://g3.spraakdata.gu.se/osa/show.phtml?filenr=1/76/19329.html. 例えば fäderneland という語彙は，1350 年に制定されたマグヌス＝エリクソン王による都市法(Magnus Erikssons stadslag)のなかでの用例を確認できる. Cf. *Magnus Erikssons stadslag*, Lund, 1966, s.233; Ordbok öfver Svenska Medeltidsspråket, *fädhernis*, http://spraakdata.gu.se/cgi-bin/sdw/knut.cgi. また「自由の時代」の国事教書では，近世スウェーデンにおいて本来「自らが生まれ、自らを育んだ地域」としての語義をもった fosterland という語彙が，時代を追うにつれて fädernesland と区別なく用いるようになった例を確認できる. 例えば，後述するロセーンは 1762 年の国事教書のなかで，旧約聖書におけるイスラエルの喩えを用いながら生まれ育った国への愛が祖国の安寧を支えると訴えた. このような例は，先に述べたベローニウスによる 1766 年の説教にも見られた. とりわけ 1760 年代において両者が区別なく用いられるようになった背景には，自らが生まれ育った国への献身を説くことによって七年戦争への支持を求める風潮があったと考えられる. Cf. SAOB, *fosterland*, http://g3.spraakdata.gu.se/osa/show.phtml?filenr=1/73/18508.html; G. Rosén, *En medborgares löfte*, Stockholm, 1762, ss.13-15; Beronius, *op.cit.*, no pagination; Ihalainen, *op. cit.*, pp.52f.

30. E. Hildebrand (ed.), *Svenska riksdagsakter*, del. 1-II, Stockholm, 1888, s.667.
31. Ihalainen, *op. cit.*, p.44.
32. Nordin, *Ett fattigt men fritt folk*, ss. 147-148.
33. Ericsson, *op. cit.*, ss.168-170.
34. トロイリウス (Samuel Troilius, 1706-64) は，ダーラナのストーラ・シェードヴィ(Stora Skedvi) 教区副牧師の子として生まれ，ウップサーラ大学で研鑽を積んだ後，同大学の古典学教授，宮廷説教師，国王聴罪師，大主教格のウップサーラ大学学長を歴任した．Cf. *Svenskt biografiskt handlexikon*, del. II, s.636.
35. S. Troilius, *Swea inbyggares böne-rop*, Stockholm, 1751, ss.13-14.
36. *Ibid.*, s.30. この引用文にあるハマーンは，『旧約聖書』エステル記のなかでユダヤ人を迫害し，ユダヤ人の大量虐殺を計画したペルシアの大臣のことである．
37. P. Ihalainen, "Lutherska drag i den svenska politiska kulturen i slutet av frihetstiden", *Riksdag, kaffehus och predikstol*, ss.73-89.
38. Behre, Larsson & Österberg, *Sveriges historia*, ss. 238-246.
39. ロセーン (Gabriel Rosén, 1720-84) は，ヨーテボリ教区の副牧師の子として生まれ，ウップサーラ大学で研鑽を積んだ後，宮廷説教師，王室神学進講師，リッダルホルメン・ブロンマ教区牧師などを歴任した．Cf. *Svenskt biografiskt handlexikon*, del. II, s.361.
40. Rosén, *op.cit.*, s.8.
41. SAOB, *medborgare*, http://g3.spraakdata.gu.se/osa/show.phtml?filenr=1/151/38462.html.
42. Rosén, *op. cit.*, s.10.
43. *Ibid.*, ss.16-17.
44. フォシェーニウス (Anders Henrik Forsenius, 1706-88) は，ヴェステルヨータランドのフォッシュヘム (Forshem) 教区の副牧師の子として生まれ，ウップサーラ大学で研鑽を積んだ後，スカーラ主教など歴任し，王国議会にスカーラ教区を代表して参加，聖職者部会議長も務めた．cf. *Svenskt biografiskt handlexikon*, del. I, s.350.
45. A. H. Forssenius, *En christen medborgares*, Norrköping, 1769, s.8.
46. Ihalainen, *op. cit.* , ss.85-89.
47. リュトケマン (Gabriel Timoteus Lütkeman , 1723-95) は，ポンメルン総督 T. リュトケマン (Timoteus Lütkeman) の子として生まれ，ウップサーラ大学，グライフスヴァルト大学，その他ドイツの大学で研鑽を積んだ後，グライフスヴァルト大学神学部教授を経て宮廷説教師に着任，王室神学進講師やヴィースビュ総督など歴任し，ハット党に属して 1760 年以降王国議会に参加した．Cf. *Svenskt biografiskt handlexikon*, del. II, s.361.
48. G. T. Lütkeman, *Et folk, som älskar sanning*, Stockholm, 1773, s.6.
49. *Ibid.*, s.7.
50. Ihalainen, *op. cit.*, ss.89-92.
51. グスタヴ朝啓蒙専制期の政治的レトリックに見られた祖国愛概念の連続性に

ついては，Nordin, “Om kärleken till fäderneslandet och dess utövning”, ss.123-126. を参照せよ．

52. 近年の宗教改革研究の動向を反映した「宗派体制化」の議論としては，以下の論考を参照せよ．H. Schilling, “Confessionalization in the Empire. Religious and Societal Change in Germany between 1555 and 1620”, Idem, *Religion, Political Culture and the Emergence of Early Modern Society. Essays in German and Dutch History,* Leiden, 1992; Idem, “Confessional Europe”, T. A. Brady, H. A. Oberman, J. D. Tracy (eds.), *Handbook of European History, 1400-1600*, 2 vols. Leiden, 1995; Idem, “Confessionalisation in Europe. Causes and Effects for Church, State, Society and Culture”, K. Busmann & H. Schilling (eds.), *1648. War and Peace in Europe*, Munich, 1998.

53. Ekedahl, “‘Guds och Swea barn’”, ss.53-56. 近世スウェーデンにおける帰属意識の形成と福音主義ルター派による「宗派体制化」との関係を論じた先駆的研究としては，以下がある．N. Ekedahl, *Det svenska Israel. Myt och retorik i Haquin Spegels predikokonst*, Uppsala, 1999.

54. Edgren, *Från rike till nation*, ss.125-146. 政治算術は社会経済的現象を数量的に把握してその諸関連を明らかにしようとする統計学的手法であり，17 世紀半ば以降イングランドでペティ (S. W. Petty) らによって発展させられた．近世スウェーデンの国家経営においても徴兵・徴税の基盤となる農村人口を把握するなどの目的から，政治算術の議論は盛んだった．例えば，スウェーデンにおける人口統計調査は 1686 年の教会法においてはじめて導入され，1749 年以降はフィンランドも含む全国的規模で実施された．さらに 1756 年には王国議会の下にそれを管理する行政委員会として統計表委員会 (tabellkommissionen) が設置された．近世スウェーデンにおける政治算術については，Edgren, *Från rike till nation*.を参照せよ．